

## 平成 25 年 05 月 21 総務委員会での会議録

○上西委員 日本維新の会、上西小百合です。通告に従って順次質問させていただきます。

私は、東京ディズニーランドがオープンした直後の昭和五十八年四月に生まれました。両親の記憶によると、テレビではNHKが毎朝「おしん」を放送し、そして、秋にはロッキード裁判の判決が下され、年末の総選挙では自民党が保守合同以来初めて単独過半数を割り、新自由クラブと連立した第二次中曽根内閣が発足した年だということです。

その東京ディズニーランドオープンのあるころ、待ち合わせをしても、電車に乗りおくれたりすれば、現在とは異なり、相手におくれることを伝達する手段もなく、はぐれても連絡のとりようもなかった時代だと聞いています。今のように携帯電話が一般社会へ登場したのはディズニーランドがオープンして数年後、普及をしたのはさらに十年以上も後のことだと伺っています。

ところが、その後は日進月歩で、移動通信体のイノベーションは発達し、従来より十年一昔と言われていたものが、殊さらITや通信関係に至っては一年一昔の勢いで進歩してきました。その一つが携帯電話の発達で、今では人口より多い回線が使用されているとさえ言われています。

当初、携帯電話には〇三〇や〇四〇で始まる十桁の番号があったようですが、回線が不足し、〇九〇で始まる十一桁に変更されました。それでも利用者の増加で回線は不足し、やがて〇八〇で始まる番号も登場しました。

しかし、先日、それでも足りないので、よくPHSで利用された〇七〇から始まる番号を導入することが発表されたばかりです。

総務省のホームページによると、PHSで利用する電話番号は〇七〇―五ないしは〇七〇―六に限り、携帯電話で利用するのは〇七〇―一から四と〇七〇―七から九で始まる番号になること、最初の呼び出し音を異ならせることによりPHSと携帯電話との識別ができるようにすること、将来、携帯電話とPHSの間で番号ポータビリティ、いわゆる番号持ち運び制度を導入することなどが記されています。

若者を中心にPHSを利用する方が多いとも言われる中で、〇七〇―五と〇七〇―六で始まる十一桁の番号だけでさばき切れるのか、番号ポータビリティが導入された後、混乱、混線がないのか、心配の種は尽きません。

また、私は地元が大阪ですが、しばしば東京と大阪の違いを論じる書物を興味深く読んでいます。エスカレーターの立ち位置など、例示しては枚挙にいとまがありませんが、最近では、地下鉄内でも電話が通じるのが東京、大阪ではまだまだ一部という比較もされているように、東京のインフラ制度には感服しています。

新藤大臣から、ここ二、三十年の間の急速な通信革命とその御感想、そして、先ほど提示しました〇七〇で始まる携帯時代に備えての総務省の取り組みをお聞かせください。

〔委員長退席、徳田委員長代理着席〕

○新藤国務大臣 まず、昭和六十年、携帯電話が始まったときが四万台、今、二十四年末で一億三千八百万台で

すから、確かに日本の人口よりも多い契約があるということでもあります。

私も覚えておりますが、最初はお弁当箱みたいだったんですね、肩からかけるもので重くて持てませんでした。しかも高くて、個人で持っている人はそうそう いなかった、芸能人は持っていたかもしれないけれども。それから、その後、今度は筆箱みたいなそういう大きいものになって、これも重くてしょうがなかったんですけれども、セカンドバッグのように持って歩いていたのを私も記憶しています。

ですから、そういうところから、今携帯がここまで普及をして、子供まで使うようになったということでございまして、この普及というものは予想を超えていただろう。最初に導入したときに、こういったことを、ここまで見破られた人というのはなかなかいないのではないかなと思うし、そういうものだと思います。

ですから、私たちは、目の前のことに対処しながら、将来自分たちがわかる範囲のことを考える。しかし、その先に自分の想像を超える世の中の革新があるとするならば、できるだけその幅を持たせていくことが重要だというふうに思うんですね。

ですから、決め打ちをしてやるというよりは、将来の大きな志と夢と希望をセットして、その上で、我々は、いろいろな技術を開発したり、また、利便性の向上のための、法律が邪魔するならば、規制があるならば、そういったものも直していかなくてはいけない、こういうことだと思います。

あなたがちょうど携帯の普及とともに誕生されたということであるとするならば、あなたが赤ちゃんで生まれたときに、今こんなにきれいになっているかどうかを想像できたかどうかはわからない。しかし、この先、あなたが三十年後にどういう人になっているかも、これもわからないわけです。でも、やはり、大もとの心棒をしっかりと持って、優しく、いい人になってくれる、それがあればいいわけじゃないですか。

こういう技術というのは使いようですから、みんなが便利に、そして共有財産として社会を変えていく、世の中を変えていく、そういう基盤として、私は、総務省においてこの仕事を受け持っておりますから、ぜひいろいろなことを進めていきたいなど。

新しい時代に入っていくと思いますよ。それは、個人が通話だけで行う通信から、今度は、ビッグデータなどは、完全な、簡易な、小規模な通信体、これによって大量のデータを入れて、それで安全や効率といったものを追求していく。そして、それによって我々の暮らしや産業が変わっていく。実はイノベーションの基本にあるのは通信なんですね。ですから、こういった部分も含めて追求してまいりたい、このように考えております。

○上西委員 ありがとうございます。

臨機応変な規制緩和を考えていただけるということですので、国民がよりよく通信を利用できるよう、御尽力をお願いいたします。

○吉良政府参考人 先ほど、若者を中心にPHSを利用する方が多いと言われる中で、〇七〇―五と〇七〇―六で始まる十一桁番号だけでさばき切れるのかという御質問がございました。

PHSに使用する電気通信番号は、〇七〇―五と〇七〇―六で始まる十一桁番号としまして二千万番号が確保

されております。そのうち、平成二十三年度末時点で利用者が使用しているのは約四百五十九万番号、使用率は二三%にとどまっているところがございます。

総務省としては、当面はPHS番号が不足するおそれはないというふうに考えておりますが、今後、仮に急激な利用増加によりまして将来番号が不足するおそれが発生した場合には、新たな番号帯を確保すべく対処してまいりたいというふうに考えております。

それからもう一つ、番号ポータビリティが導入された場合に混乱だとかあるいは混線はないのかというふうな話がありました。

PHSと携帯番号間の番号ポータビリティにつきましては、平成二十四年三月、情報通信審議会によりまして、二十六年以内の導入を目指すべきというふうな答申を受けておりまして、現在、関係事業者間で調整を進めております。

今後、調整が整って、その番号ポータビリティが導入されれば、電話番号によるPHSと携帯電話の区別はなくなりますが、利用者が電話をかける際に、相手がPHSであった場合に事前にそのことがわかるように、通常の呼び出し音の前に特別な識別音を挿入する予定でございます。PHS同士だとただだということもありますので、相手がわからないと困りますので、その特別音を挿入する予定でございます。

PHS事業者においては、番号ポータビリティ導入を目指して、事前に識別音を広く周知するためにも、ことしの十一月までに識別音を導入する予定でございます。

総務省としては、番号ポータビリティ導入に当たっては、利用者に混乱が生じないように、今後も関係事業者と連携して必要な対応を行ってまいりたいというふうに思っております。

○上西委員 ありがとうございました。

次の話題に移ります。

先日、瀬戸内海沿岸の方と話をする機会があったのですが、平成の大合併で市が以前の何倍にも拡大しましたが、住民サービスでは市内でどうしてもアンバランスが生じてしまう。これはあってはいけないことなんです。生じてしまうということで、それが、至上命題の中で、どうしても若者が居住しないエリアができるということです。

先ほど、携帯通信エリアが随分拡大していることを挙げましたが、全国的に見ると、山間部や離島など、まだIT過疎地域は相当に残っており、とりわけインターネットが使えないエリアも多く、その瀬戸内地方の市内にも幾つかあり、そのようなIT過疎地域では、全国規模の賃貸住宅を破格の条件にしても、若者の定住はなく、親元を離れて市内中心部へ引っ越してしまうということです。

人口分布上、極端な少子超高齢化地域、光などの高速通信回線が引きにくかったり、デジタル加入者線、いわゆるDSLの引き込みが困難な地域が多分に存在するという話です。

従来、ラストワンマイルと呼ばれ、IT施策の緊急課題と位置づけられていたものは、日進月歩の技術革新の中で着実に解消できているようですが、それでもIT過疎状態を脱していないエリアがあると言われています。

LTEなどワイヤレスブロードバンドの整備が必要であると考えられますが、自主財源だけでは情報インフラ整備は困難で、国の支援に頼らざるを得ない自治体が多いようです。

今回の政府案では、電波利用料の用途範囲の拡大がうたわれており、その有効活用に大いに期待をしていますが、既に、そのような課題に対しては、エリア整備事業として、電波利用料が積極的に投入されると伺っています。実際のところ、自治体の要望に対するこれまでの達成度及び今後の取り組みを国はどのように考えているのか、改めて御説明をお願いします。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

総務省では、現行の電波法第三条の二の第四項第八号に基づきまして、電波利用料の用途の一つとして、過疎地域等の地理的に条件不利な地域における携帯電話のエリア整備事業に対して支援を行っているところでございます。

具体的には、自治体が整備します携帯電話基地局設備や携帯電話事業者が整備する基地局までの伝送路設備の費用の最大三分の二を補助しておりまして、平成十七年度から二十四年度までの間に約二千件の事業を実施したところでございます。

こうした取り組みを受けまして、携帯電話のサービスエリア外に居住する人口は、平成二十三年度末で約八万人まで減少していると認識をしております。

総務省では、自治体の要望を踏まえまして、平成二十五年度予算においても必要な額、約二十五億円を確保しているところでございまして、引き続き自治体や携帯電話事業者の協力を得ながら、本事業を通じて、携帯電話の不感地域解消に取り組んでまいりたいと考えております。

〔徳田委員長代理退席、委員長着席〕

○上西委員 電波利用料は、税金でない分、国民への再配分の対象ではありません。その分、総務省の御英断でIT過疎地域解消にさらなる御尽力を下さることをお願いいたします。

先ほどから、イノベーションの結果、すさまじい勢いでIT革命が起こり、とりわけ通信事業の進歩には目を見張るものがあることを、さまざま述べてまいりました。

本当に便利な世の中になりましたが、航空機の機内や病院内、ペースメーカー使用者の近隣など、携帯電話の使用を控えなくてはならないエリアも多々あります。また、コンサート会場などで電源を切り忘れてたりマナーモードにしていない方の着信音が鳴って、興ざめた経験をお持ちの方も多いいはずで、便利で必要不可欠なアイテムであっても、現実の生活の中で最低限のマナーだけは守りたいものです。

しかし、そこは人間ですから、時にはうっかりミスをしてしまうことは当然あります。

そのような、うっかりの対策として、エリアを限定して、本来の通話用電波とは全く異なる電波を発して、携帯電話をあえて圏外にさせる装置が開発され、二〇〇六年十二月、渋谷のNHKホールに備えつけたことが話題になったことがあります。その携帯電話抑止装置が導入されたニュースは、余りにも画期的なもので、センセーショナルに雑誌やインターネットで称賛され、さまざまなマスコミに登場したようです。

そのような装置があれば、通話だけでなく、メールの送受信もできません。そうなれば、携帯電話の着信音の例のほか、去年の、京都大学の入試や運転免許試験場で実際に行われたカンニング事件を未然に防ぐこともでき、銀行のATM周辺へつけば、先ほど申しました、母さん助けて詐欺被害も未然に防げる可能性が高くなります。

また、携帯カメラのシャッター音の事例ではありますが、最大限の集中をしている最中に、ギャラリーの発した音でリズムを崩して、パットを外し優勝を逃した、二〇〇九年の日本オープンにおけるゴルファーの石川遼選手の悔しそうな顔は印象的でした。その抑止装置は、理論上、屋外でもエリア限定して効果を発揮できるということですから、石川選手のような悲劇を防ぐこともできます。

最初に、新藤総務大臣は、そのような装置があり、既に随所、全国では約二百カ所のホールに設置されていることを御存じでしょうか。私が例示しましたことに対する御感想を含め、御答弁をお願いします。

○**新藤国務大臣** このような携帯電話等の抑止装置があることは承知をしております。また、私の地元は川口というんですけれども、そこにあるリアのメインホール、リアのホールの中はこの装置がもう既に設置されておりまして、今イベントが行われているときのホール内の通信ができなくなっている、こういうことを私も自分で経験しております。その意味においては、特定の空間における静ひつの確保や犯罪防止、こういったものについて一定の効果がある、このように思っておりますし、全国で約二百カ所の運用があるということでもあります。

しかし、一件一件について、これは無線局免許の許可を出してやっているということなんであります。これは有効なところもありますが、一方で、無関係な第三者の携帯電話の通信を阻害する、こういう場合もあります。そして、通信を抑止する範囲が社会的な容認の範囲であるかどうか、それから、通信を抑止する範囲外に電波が漏えいしてしまって通信を妨害する、こういうようなこともありますから、これは一件一件、今度は安全上の問題にもかかわってきます、緊急の通信がそれによって途絶えるという可能性もあるわけでありまして、状況を見ながら、しっかりと慎重にこれは許可をしていきたい、このように考えています。

○**上西委員** ありがとうございます。

安全上、利便性とさまざま課題はあると思いますけれども、抑止装置を有効に活用できるようお取り組みをお願いいたします。

また、NHKホールに設置をされて六年以上の歳月が過ぎました。

NHKホールでは、紅白歌合戦など、国民が多く行きたいと願ってもなかなか行けないプラチナチケットのイベントが多く、ようやく手にしたコンサート中に迷惑音がするのは、本当に不本意だと思います。そのような

装置で雑音を消していることなどを御存じの方は少ないでしょうし、ホールの中以外、例えばトイレ や通路では携帯の通話は可能なので、実際、実感されている方は少ないかもしれませんが、NHKに、観客の皆さんから携帯電話抑止装置に対する御意見、御感想が届いていればお聞かせください。また、実務に携わるNHK職員の方の御感想もあればお聞かせください。

○吉国参考人 お答えいたします。

委員の御指摘のように、NHKホールでは、平成十八年十二月からこの装置を導入しております。ただ、装置は導入しておりますが、以前から、当然のことで すけれども、コンサートなどの場合には観客の方に、携帯電話を切ってくださいということとか使わないでくださいということは申し上げていますし、先ほど おっしゃいましたように、現実には客席を出てロビーとかでは通話ができますので、直接我々がそういった苦情というのを聞いたことはございません。

それから、携帯については、普及しているだけじゃなくて、通信会社の努力で届く範囲もどんどん広がっていますので、ホールでも実際に抑止装置を使わないと届いてしまう状況になっています。

やはり音楽のコンサートとかさまざまな公演で着信音が鳴ってしまっは大変な迷惑になります。そういう意味では、我々も安心して運営ができるという意味で、歓迎しているところであります。

○上西委員 ありがとうございます。

ところが、そのような便利さの裏に、NHKホールでコンサートなどが開催されている最中には、NHKホール周辺、例えば代々木公園などでは携帯電話の電波が通じなくなるという都市伝説があり、実際、私の周辺でもそれを体験された方がいます。

NHKホールの明治神宮側にはイベント広場があり、大勢の集客があるので、同時にキャパ以上の回線が使われることがあるので、それが大きな要因ではない かとされる方もいましたが、イベントに参加している方々がそれほど大量に同時に携帯電話を利用している状況は考えにくいようにも思います。

そのような事例、要するに、クレームが総務省やNHKに届けられたことがあればお聞かせください。総務省及びNHKの方から御答弁をお願いします。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの点については、私どもは承知いたしておりません。

なお、携帯電話等抑止装置の免許に当たっては、抑止装置の電波が外部へ影響を与えないことを検査により確認しておりまして、抑止装置は原因に当たらないのではないかとこのように考えております。

○吉国参考人 私ども、そういった都市伝説というのは今まで承知していなかったんですけれども、これは、設置の際は当然のことながら総務省の検査も受けまして、そういう形で客席に限定されているということが確認されていますので、この抑止装置が原因になってそういうこと が起こっているというのはちょっと考えにくい

と思います。

○**上西委員** ありがとうございます。

私が述べました携帯電話抑止装置が仮に法定以上の電波を発していたら取り締まるケースはあるのでしょうか、総務省の御所見をお聞かせください。

○**吉良政府参考人** お答え申し上げます。

携帯電話等抑止装置が微弱と称して販売されていたのにもかかわらず、その装置が基準を超える電波を発したとしても、一般の方はそれと知らずに使ってしまう場合がございます。

このため、そのような不法な装置の利用者を見つけた場合には、総務省は利用者に対して、不法開設となるため使用をやめるよう指導を行うこととなります。

それにもかかわらず、使用をやめないなど悪質な場合には、電波法違反ということで警察に告発を行い、警察によって捜査が行われることとなります。

なお、免許を受けた携帯電話等の抑止装置であっても、免許状に記載された事項に反する等の違反行為があった場合には、指導等適切に対処してまいるといふふうに考えております。

○**上西委員** 最近、コンサート中でもNHKホール周辺で携帯がちゃんと通じるようになったというのが、また第二の都市伝説化されています。要するに、携帯電話抑止装置が取り外されたか、そして、携帯抑止装置の電波が弱くなったのではないかとされるそうなのですが、調べた限り、携帯抑止装置をNHKホールから撤去したという報道は見つかりませんでした。

NHKより実情を御説明願えますでしょうか。

○**吉国参考人** 当初設置した抑止装置ですけれども、先ほど申し上げましたように、平成十八年に購入しまして、十八年十二月から、改修をしながら、二十二年三月まで使用しております。その後も、新たに登場する携帯電話の使用する周波数に対応するため、さまざまな通信キャリアがありますので、その周波数ごとに電波を出さなきゃいけないので、そういう改修は行っておりますけれども、発する電波の出力は全く変えておりませんし、改修のたびに検査を受けて、そういうことが確認されております。

○**上西委員** ありがとうございました。

平和と幽霊と電波は目に見えないと笑い話で語られるように、例えば、電子レンジのように、数ギガヘルツ、実際には電子レンジでは二・四ギガヘルツ程度の弱い電波を常時発している家庭用電化製品は多く、そのようなものに囲まれて私たちの近代的な生活は成り立っているのですが、通信システムに影響を与えないように電波法でさまざまな規制が設けられ、そのために電測車も活躍しているでしょうが、除外規定として、免許を要しない微弱電波を発する無線局の概念が認められています。

その微弱電波を発する無線局とは、その出力を発信源から三メートル離れたところで十ミリワットと規制していると理解しているのですが、その範囲内の電波しか出さない携帯電話抑止装置は自由に設置してもよいと解釈してよろしいのでしょうか。

また、携帯電話抑止装置は、総務省が無線基地局の実験試験局として許可し実用化されているのに、実用局でないのが少し理解できません。実験試験局と実用局の相違点の御説明を求めます。また、今後も実験試験局として認めていかれる方針なのか、御説明をお願いします。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

最初のお尋ねでございます。

携帯電話用の周波数帯を使用する無線設備の場合、電波法第四条第一号の規定によりまして、発射する電波が著しく微弱なものであれば、免許を受けることなく無線局を開設することはできます。しかしながら、このような微弱な電波では、既存の携帯電話等の抑止装置と同等の抑止効果を発揮することは技術的には困難であろうということでございます。なお、このような免許を要しない無線局であっても、他の無線通信に障害を与えてはならないとされているところでございます。

それから、もう一点お尋ねでございます。

実験試験局として免許し、実用局ではないということで、この二つの相違点についてでございます。それから、今後も実験試験局として認めていくのかということですが、実験試験局は、科学もしくは技術の発達のための実験、それから電波の利用の効率性に関する試験、または電波の利用の需要に関する調査を行うために開設する無線局であって、実用に供しないものをいいます。

抑止装置は携帯電話等の通信を抑止するという極めて例外的な無線局であるというようなことから、どのような形態の実用局にするかについては慎重な検討が必要だというふうに考えておるところでございます。

電波利用料につきましては、実験試験局は一無線局当たり年間三百円となっております、抑止装置が現在のところどのような形態の実用局とするか決まっていないので、電波利用料の金額については未定でございます。

以上でございます。

○上西委員 ありがとうございます。

各種電波が混在し無秩序状態になることを回避するには当然の措置と思いますが、携帯電話を十分抑止するだけの装置を許可するには、こういった移動する車内での詳細な実験データを要求されます。

しかし、実際に運行された電車やバス内でのデータをとるためには、許可を得なくてはなりません。電車の運営会社は実験に協力的なのに、周囲に携帯電話通話不能などの悪影響が万が一にも生じてはならないので、総務省はこの実験さえ認めません。だから、この画期的な商品の開発も実用化が進まず、稼働させることができない悪循環だという話も聞いたことがあります。そのような機種申請があれば、実験に立ち会うか、国として



広い実験スペースを用意して測定するなどの配慮がないと、宝の持ち腐れにもなりかねません。

ちょうど、自治体のごみ収集業者を新年度に決めるのに、ある程度以上の台数のパッカー車を所有する者だけに入札参加資格を与え、落札できるかどうかはつきりしない者がパッカー車を用意するわけがないので、結局、既得権を持つ前年度契約業者だけが応札し、何十年も同じ業者が続くのと形態が全く同じです。

ここは、大幅な規制緩和をし、時代のニーズに即応した新規製品が開発されれば、国は真摯にそのものの調査をすべきで、そして、実験を認めずして、その実験データを添付しなくては審査をしない現状を見直し、新規業者にも日の目を当てるべきだと考えますが、現状と今後の取り組み、特に、検査の簡略化や許認可の基準の緩和策をお持ちか否か、御答弁ください。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

規制の簡略化だとか許認可基準の規制緩和策というお尋ねでございます。

携帯電話等抑止装置の免許に当たりましては、実際に電波を発射したそのデータを求めることはありませんで、机上計算によるデータから、設置場所の電波環境について申請時に提出をいただきまして、必要な要件を満たしているかどうか確認をしているところでございます。

また、免許の際には、抑止装置が適切に設置されているか、電波が外部に漏えいしていないか等につきましては、その確認のために、総務省の職員が現地に赴いて落成検査を行っているところでございます。

電車とかバスでの使用といった個別のケースにつきましては、携帯電話等抑止装置の導入を希望する方から抑止装置の必要性や運用方法を伺った上で、先ほど大臣からもありましたが、通信を抑止する範囲が社会的に容認できる範囲かどうか、それから通信を抑止する範囲外に電波が漏えいすることによって他の無線通信に妨害を生じさせないかといったような観点から検討を行って、慎重に免許の可否を判断していくということになります。

○上西委員 ありがとうございます。

今回の政府案は、国民の命を守り、その一助となる消防防災行政がよりスムーズにいくための改正で、その一端として電波利用料の使途範囲の拡大がうたわれるなど、私はその部分を大いに評価しています。

いずれにいたしましても、国民の命、財産を最大限守り抜き、有事の際には最小限の被害で済むような施策を遂行して、防災、減災に努めていただきますようくれぐれもお願いし、また、今回議員提案で議題になっている電波オークションに関しましては、世界の趨勢であり、独占や寡占状態を回避するためにも導入すべきであるというスタンスをお伝えしまして、中田先生にかかわらせていただきます。

ありがとうございました。